

# 消防車・救急車の緊急走行にご理解とご協力を！



119番通報を受けた消防車や救急車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限とするため消防活動や急病人等の応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。消防車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防車等が円滑に緊急走行できるよう、皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

## ○ 消防車等がサイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけて緊急走行し、接近してきた場合

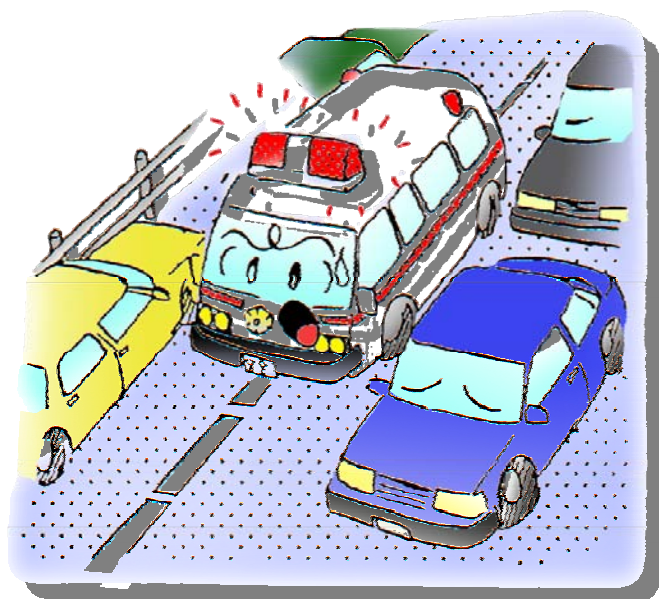
- ・ 一般車両は周囲の状況に配慮のうえ、速やかに進路を譲るか、交差点を避けて車両を道路の左側に寄せて一時停止してください
- ・ 高速道路などで本線車道に進入しようとしているときは、これを妨げないようにしてください。
- ・ 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。

## ○ 消防車等は事故防止のため、赤信号交差点に進入する場合は、横断歩道手前や左右が見通せる位置で一時停止などの安全確認を実施しています。

## ○ 狭い道路などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。

## ○ 緊急走行時にサイレンを吹鳴することは、法律で義務付けられていますので、夜間等のサイレン音に対し付近の皆様のご理解をお願いします。

## ○ 緊急走行車両は1台のみとは限りません。何台か続けて走行していることもあります。緊急走行している後続車にもご注意ください。



横浜市消防局